

■補助金に関するQ&A

【申請者に関すること】

Q1：複数店舗経営していても、会社と同じであれば申請は1回（上限10万円）か？

⇒1事業者につき1回であり、複数店舗でも上限は10万円となります。

Q2：店舗を構えず飲食提供を行う個人事業者も飲食業として補助申請可能か？

⇒市内に本社・本店または事務所があり、店舗を構えず（キッチンカー等）市内での飲食提供を行う個人事業主も飲食業として申請可能です。

Q3：『観光客』も乗車するタクシー会社等は、補助申請可能か？

⇒交通事業者も申請可能です。（旅行業事業者も申請可能です。）

Q4：組合と個店の双方で広告を出す場合、それぞれ補助対象になるか？

⇒組合と個店のそれぞれで申請が可能です。

【対象経費に関すること】

Q5：自分でダイレクトメールや広告を作成したい場合、パソコンやプリンター、紙、トナーは対象になるか？

⇒他の事業や用途に転用できる、パソコン、プリンター、紙、トナー等の消耗品等は対象となりません。

Q6：期間内に複数回、広告を出す予定だが、補助対象になるか？

⇒申請は1回限りですが、補助額の上限以内であれば、複数回、複数項目についてまとめて申請することが可能です。

Q7：「市内外へ情報発信をすることを目的」とあるが、市内のみでもよいか。

⇒市内のみ、市外のみでも結構です。

【補助対象期間に関すること】

Q8：発注済だが、納品が3月12日（日）を超えるものは補助対象経費となるか。また、既に実施した新聞折り込み広告は対象とならないか？

⇒交付決定以降、3月12日（日）までに実施した誘客宣伝費（支払含む）が対象であり、この期間以外に実施した事業は対象外となります。業者への支払いも3月12日（日）までに済ませていただき、関係書類添付のうえ、実績報告書を3月15日（水）までにご提出ください。